

令和8年6月16日

午前10時00分開議

弥富市役所議場→協議会室

1 出席議員は次のとおりである（15名）

1 番 伊 藤 千 春
3 番 鈴 木 りつか
5 番 横 井 克 典
7 番 那 須 英 二
10番 堀 岡 敏 喜
12番 江 崎 貴 大
14番 高 橋 八重典
16番 平 野 広 行

2 番 柴 田 英 里
4 番 平 居 ゆかり
6 番 板 倉 克 典
9 番 小久保 照 枝
11番 佐 藤 仁 志
13番 加 藤 克 之
15番 早 川 公 二

2 欠席議員は次のとおりである（1名）

8 番 加 藤 明 由

3 会議録署名議員

13番 加 藤 克 之

15番 早 川 公 二

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長 安 藤 正 明
教 育 長 高 山 典 彦
総 務 部 長 横 江 兼 光
健康福祉部長兼
福祉事務所長 安 井 幹 雄
教 育 部 長 渡 邊 一 弘
総 務 課 長 加 藤 正 寛
人事秘書課長 神 野 忠 昭
防 災 課 長 富 居 利 彦
収 納 課 長 細 野 英 樹
環 境 課 長 梅 田 英 明
保険年金課長 中 野 修
福 祉 課 長 後 藤 浩 幸

副 市 長 村 瀬 美 樹
企 画 部 長 佐 藤 文 彦
市民生活部長 飯 田 宏 基
建 設 部 長 三 輪 秀 樹
監 査 委 員 長 水 谷 繁 樹
財 政 課 長 村 田 健太郎
企画政策課長 太 田 高 士
税 務 課 長 伊 藤 信 哉
市 民 課 長 兼
十四山支所長 下 里 真理子
市民協働課長 岩 田 繁 樹
健康推進課長 木 村 仁 美
介護高齢課長 鈴 木 京 子

児 童 課 長	伊 藤 一 幸	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長 兼 十 四 山 総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長 兼 い こ い の 里 所 長	中 山 義 之
産 業 振 興 課 長	上 田 忠 次	土 木 課 長	西 尾 一 泰
都 市 整 備 課 長	三 輪 秀 樹	下 水 道 課 長	梶 浦 智 也
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 口 邦 郎	学 校 教 育 課 長	藤 井 清 和
生 涯 学 習 課 長 兼 十 四 山 ス ポ ー ツ セ ン タ ー 館 長	飯 塚 義 子	ま ち な か 交 流 課 長 兼 歴 史 民 俗 資 料 館 長 兼 図 書 館 長	田 畑 由 美 子

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	伊 藤 淳 人	議 事 課 長	浅 野 克 教
書 記	鈴 木 悦 子		

6 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2 議案第28号	物品の買入れについて
日程第 3 議案第29号	弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第 4 議案第30号	弥富市税条例の一部改正について
日程第 5 議案第31号	弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
日程第 6 議案第32号	弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 7 議案第33号	弥富市介護保険条例の一部改正について
日程第 8 議案第34号	令和 8 年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 9 議案第35号	令和 8 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
（追加日程）	
日程第10 議案第36号	弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について
日程第11 議案第37号	弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開議

○議長（高橋八重典君） おはようございます。

会議に先立ちまして御報告申し上げます。

加藤明由議員より、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたことを御報告いたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

ここで会場移動のため暫時休憩いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 休憩

午前10時05分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（高橋八重典君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋八重典君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、加藤克之議員と早川公二議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 議案第28号 物品の買入れについて

日程第3 議案第29号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第4 議案第30号 弥富市税条例の一部改正について

日程第5 議案第31号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第6 議案第32号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第7 議案第33号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第8 議案第34号 令和8年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

日程第9 議案第35号 令和8年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（高橋八重典君） この際、日程第2、議案第28号から日程第9、議案第35号まで、以上8件を一括議題といたします。

本案8件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

通告に従い、発言を許可いたします。

それでは、那須議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

まず、議案第28号物品の買入れについて質疑させていただきます。

これは、GIGAスクール構想の中でのタブレット端末の買入れということでございまし

た。これが第2期ということで、買換え時期ということで説明を受けております。そういう中では、この間タブレットを使っていて、児童・生徒のタブレットに対して不具合等はあったんでしょうか。もしあれば、その頻度、そして1台当たりの本体、附属品等の単価はどれくらいだったんでしょうか。お願いします。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） お答えさせていただきます。

第1期GIGAスクール構想により導入しましたタブレット端末につきましては、導入当初から不具合は確認されておられません。一方で、導入後3年を経過した頃より経年劣化に伴うバッテリー持続時間の低下が見られましたが、児童・生徒の学習に支障を及ぼすものではございませんでした。

次に、端末本体及び附属品等の単価につきましては、端末本体3万7,500円、ハードウェアキーボードとスタンド、そして端末のカバーで8,100円、画面の保護フィルム650円、タッチペン600円、あと端末管理機能ソフト2,750円、端末等の運搬費500円でございます。以上、合計しますと5万100円、税込みで5万5,110円となっております。

○議長（高橋八重典君） 那須議員。

○7番（那須英二君） これにかかる予算というのが、補助があるかと思いますが、これは全額国費なのか、たしか前回借り入れたときに全てじゃなくて一部負担が残ったかと思います。その負担割合、補助率と以前実際予定していた補助金額と実際の補助金額がずれている可能性もたしかあるというようなお話も伺っておりましたので、その辺りについて、実際金額の詳細を教えてください。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 第2期GIGAスクール端末の購入につきましては、愛知県が全額国庫補助金により設立した基金を財源とする愛知県公立学校情報機器整備事業費補助金を活用しており、補助率は3分の2、実質負担率は61.8%となっております。

補助対象となる事業費は、補助基準額1台当たり5万5,000円より算出し、生徒用端末2,990台に加え、予備機448台、合計3,438台を補助対象としております。これに補助率3分の2を乗じ、補助金額は1億2,606万円となるものでございます。なお、教員端末262台につきましては補助対象外となります。

次に、補助対象経費以外につきましては、総事業費2億390万7,000円から補助金額1億2,606万円を差し引いた7,784万7,000円であり、この額の9割をデジタル活用推進債により賄うものであります。なお、当該地方債には交付税措置はございません。残りの経費につきましては、一般財源として784万7,000円を充当するものでございます。

あと、第1期について御説明差し上げます。

第1期GIGAスクール構想におけるタブレット端末の整備につきましては、国の公立学校情報機器整備事業費補助金を活用しており、児童・生徒数3,534人のうち、3分の2に相当する2,356台を補助対象としておりました。この台数に1台当たり補助基準額4万5,000円を乗じ1億602万円が国庫補助額となります。

一方、補助対象外となる831台分、端末単価4万5,000円を超える部分、設定費、保守費、ケース、キーボードなどの周辺機器などの7,878万円が市の負担となりました。以上でございます。

○議長（高橋八重典君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今回も同様な補助が出るということでよかったですね一応確認です。では続いて、議案第31号に移ります。

議案第31号は児童クラブの値上げということになるかと思います。今回、受益者負担の適正ということで、今5,000円のを6,000円にしていく。夏季等はそれに準じて1,500円だったり2,000円だったりということで値上げしていくということでございますが、そもそも受益者負担の適正というのは何が適正なのか、その基準は何を根拠にしているのか、お答えください。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） こども家庭庁が示す国の放課後児童健全育成事業の運営費に関する費用負担の考え方は、保護者負担が2分の1、公費負担が2分の1とされており、公費負担のうち国・県・市はそれぞれ3分の1と示されております。直近3年間の保護者が負担した割合は、令和5年度決算では23.5%、令和6年度決算では19.9%、令和7年度執行状況では19.3%であり、国の想定とは大きな開きがあるため、利用者による応益負担の原則から利用料を引き上げることとしたものでございます。

○議長（高橋八重典君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、そもそもが2分の1ですよ。今までも20%切っていたということです。ただ、それを仮に6,000円に上げたところで2分1には届かないというふうに思います。その中で、逆に稲沢市やあま市など、今5,000円以下で行っているところがあります。

また、ほかの子育てに係る給食費などを無償化等しているわけですが、そういう状況が違いう中で、やっぱり児童クラブだけの金額で判断することは難しいかと、特に保護者の理解が得られるのは難しいかと思います。小学生1人あたりに係る保護者負担全体の比較をすべきだと考えておりますが、その近隣市と児童1人あたりの保護者負担の比較というのはされているのでしょうか。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 近隣自治体の児童クラブの利用料につしまし

ては調査しておりますが、児童クラブに加えて、小学生に係るほかの費用を合わせた保護者負担につきましては、児童それぞれが利用する制度や負担額が自治体によって異なることから、一概に比較はできないものと考えております。

○議長（高橋八重典君） 那須議員。

○7番（那須英二君） やっぱり何でも単純に比較して、例えば児童クラブの値段だけを見て、それを比較して値上げするということではなくて、まずある意味子育てしやすい弥富市としてPRしていくという方向で考えていかなきゃいけなかったと思うんですが、そういう中では、やっぱり現状維持をするという考え方は、子育て支援という観点からはなかったんじゃないか。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市では、平成12年の児童クラブ事業開始以来、26年間利用料を据え置いてまいりました。しかしながら、昨今の物価上昇に伴う物件費の高騰や最低賃金上昇に伴い人件費が上昇する中においても支援員等を確保し、また児童の生活に必要な備品等の充実、利用者の利便性向上のためのICTの活用など、諸課題に対応する必要がございまして、児童クラブを安定的に継続していくため、このたび利用料の改定を提案させていただいたところでございます。

今後も、児童クラブ事業の質の向上や受入れ人数の改善、ICTの活用等についても研究し、子育て支援の厚みを増すことで子育てしやすい環境づくりを推進してまいります。

○議長（高橋八重典君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 取りあえず議案質疑としては3問までということなので、ここで終了しますが、やはり子育て支援として考えていただきたいと思って、特に福祉の増進ということとで考えていただきたいと思います。

続きます。議案第32号に移ります。

議案第32号は国民健康保険税に対しての措置だと思います。特にあらましの中で書かれている3つ目、低所得者及び出産被保険者の減額基準の適用先に18歳以上被保険者均等割を追加し、18歳未満被保険者における被保険者均等割額の減額基準（10割減額）を新たに創設するというので、読み取ると、低所得者の方あるいは出産を控えた方に対して、18歳未満の子供がいる場合は均等割の負担はありませんよというふうに改善の方向での説明かと思いますが、この3にある18歳未満の10割軽減の対象者、低所得者の基準は減免対象の方を指しているんじゃないか。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のあらましの3について御説明させていただきます。

こちらは、国民健康保険税の子ども・子育て支援金分の均等割に関する内容でございます。その子ども・子育て支援金分の均等割には、被保険者全員に係る均等割1,200円と18歳以上の被保険者に係る均等割100円の2種類がございます。

このたびの改正内容は、所得に関係なく18歳未満の被保険者は1,200円の均等割が10割軽減となるものでございます。そのほか、18歳以上の被保険者に係る100円の均等割について、低所得者の被保険者には、所得に応じた軽減、妊婦の被保険者には出産前後一定期間免除するといった内容でございます。

○議長（高橋八重典君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、私の理解が大きく違っていたかと思いますが、まずそもそも対象が今回の追加になった子ども・子育て支援金納付金分の均等割額のみということで、一般のほかの均等割額ではないと。そして、低所得者だけに限らず、全18歳未満の方を対象にしているということではよかったかと思います。間違っていたら後で訂正ください。

そういう中で、もう一個は限度額引上げが第1項の項目のところに書かれておりますが、この限度額引上げの対象者並びに減免措置の対象者の人数と金額の見込みは、これによってどのように変化していくのでしょうか。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 所得を令和7年度、税率を令和8年度で試算した見込みでお答えさせていただきます。

課税限度額引上げに伴う対象者数と保険税算定額の影響額につきましては、基礎課税分では148世帯405人で146万円の増加、子ども・子育て支援金分で上限に達する世帯は106世帯287人となります。減額措置に係る軽減判定所得の拡大に伴う対象者数につきましては5割軽減は13世帯、17人の増加、2割軽減は13世帯、18人の増加となります。また、保険税算定額としましては70万円の減少を見込んでおります。

○議長（高橋八重典君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 分かりました。数的にちょっと追いつけなかったもので、また後で確認させてください。質疑としては以上です。

○議長（高橋八重典君） ほかに質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（高橋八重典君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結いたします。

本案8件は、配付した議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

本日、安藤市長より議案第36号及び議案第37号が提出されました。

お諮りいたします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋八重典君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号及び議案第37号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第36号 弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について

日程第11 議案第37号 弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について

○議長（高橋八重典君） この際、日程第10、議案第36号及び日程第11、議案第37号、以上2件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本日追加提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案2件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定につきましては、市長の給料を減額するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定につきましては、副市長の給料を減額するため、条例を制定するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋八重典君） 議案の説明を関係部長に求めます。

佐藤企画部長。

○企画部長（佐藤文彦君） 議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について御説明いたします。

1枚おめくりいただき、条例のあらましを御覧ください。

1. 市長の給料月額について、令和8年7月1日から同年8月31日までの間において、94万4,000円から30%減額し、66万800円とすることとした。

2. この条例は、令和8年7月1日から施行することとした。

続きまして、議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について御説明いたします。

1枚おめくりいただき、条例のあらましを御覧ください。

1. 副市長の給料月額について、令和8年7月1日から同年8月31日までの間において、78万円から20%減額し、62万4,000円とすることとした。

2. この条例は、令和8年7月1日から施行することとした。

議案の説明は以上でございます。



○議長（高橋八重典君） これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（高橋八重典君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 1点だけですね、委員会のほうで詳しいことはお伺いします。1点だけ伺っていきます。

まずこの談合事件ですけど、当事者、元建設部長が起訴されたのが3月4日ということで、3月議会中であります。ですから、こういった市長、副市長の責任の取り方という形で給与の減額の上程をされてきたわけですが、これ6月議会に入って今日上程されたということの意味、3月議会でしなかったということは、その辺の違い、考え方について伺います。

○議長（高橋八重典君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 議員言われますように、3月4日に起訴されたわけでございまして、そのときにはまだ前建設部長の認否というものは明らかにされていなかったということで、今回6月2日に初公判があり、そこで全てを認めたということで即日結審をしております。そのような中、確定したに近いものですから、そういった意味で今回6月議会に私たちの給与の減額を上げさせていただきました。

○議長（高橋八重典君） 平野議員。

○16番（平野広行君） これ公判がいつであるかということは分からないわけですよね、事前に。6月に第1回の公判があると分からない状況にあって、分かっていたら6月のこれでもいいんですけど、そういった中において、責任の取り方としては、やっぱり3月議会中にやるべきじゃなかったかな、そういったお考えはなかったでしょうか。

あくまでも公判を聞いて判決、結審ですけど、判決は出ておりませんが、結審を聞いて想定された判決において、6月議会での提案ということでしょうか。

○議長（高橋八重典君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 本件では、職員が関与する事実関係が3月議会では分からない状況でございました。先ほど市長が申しましたとおり、6月2日の名古屋地方裁判所での初公判において、前建設部長が起訴事実を認め、即日結審をいたしましたので、私どもとしましては速やかに責任の所在を明らかにするため提案をさせていただいたものでございますので、御理解をいただきたいと思います。とっております。

○議長（高橋八重典君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 仮に、この公判が7月にずれ込んだということであれば、当然のことながら7月、9月、臨時会が開かれるかどうかは分かりませんが、公判後ということで理解してよろしいんですね。

○議長（高橋八重典君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○16番（平野広行君） 3点です。以上です。

○議長（高橋八重典君） 他にありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 今、平野議員が言われたように、3月4日に起訴されたということで、3月のそれ以降、指名停止処分を業者にされているんですけども、片や業者にはそういう処分をして、執行部側の責任が6月にずれているということは、やっぱり3月に私もやるべきだと思うんです。その辺りの見解って、業者側には先に処分しておいて、市側の対応が遅いというのはどういう理由なのか、もう一度再度確認します。

○議長（高橋八重典君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 業者の方につきましては、自らその罪を認められまして、略式起訴ということで結審をしておりますので、業者の方々については、罪が確定した段階において、速やかに市としては処分をさせていただきました。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） とはいえ、業者側は元建設部長から金額を聞いて談合したということを知っている以上、それはもう速やかにやっぱり責任を取られるべきではなかったんでしょうか、もう一度お尋ねします。

○議長（高橋八重典君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 先ほども平野議員の御質問に答弁させていただきましたけども、3月の時点においては、本市の職員の関与に関する事実関係が分からない状態、報道的にはありましたし、そのような検察が入ったりしながら事実関係はございましたけれども、まだまだ本人についての事実が確定した状況ではございませんので、市としましては、その事実が確定してから処分を私と市長についてしたものでございます。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 3点目です。

これは、7月・8月分、2か月分、市長、副市長の給料の減額ということなんですけど、大体どういった処分をするにも、一般的に1月とか3月とか6月とか1年とかとあるんですけど、あえてこれは2か月にされた理由というのは何かあるんでしょうかね。

○議長（高橋八重典君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 地方公務員の懲戒処分に関する減給の上限は、地方公務員法に基づき各自治体の条例で定められております。本市では、弥富市職員の懲戒の手続及び効果に関

する条例第3条で減給の効果を規定しており、職員の減給の上限額を給料及び地域手当の10分の1以下としております。

また、労働基準法第91条においても、減給の制裁は、一つの賃金の支払期における賃金総額の10分の1を超えてはならない規定があります。しかし、市長、副市長は、組織の統括者として管理監督責任を明らかにするため、市長は給料月額30%を2か月減額は相当であると市長が判断されたものであります。私、副市長においても、給料の月額20%、2か月減額は相当であると判断したものでございます。他市の事例や関係法令の規定から鑑みて、処分が相応であると考え、判断し、提案したものでございます。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） ありがとうございます。

いずれにしても、委員会のほうでしっかり審議していただこうと思いますので、ありがとうございました。

○議長（高橋八重典君） 他にありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（高橋八重典君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、先にあれでしたけど、2か月30%ということで判断されたというんですが、この判断はどなたがされたんですか。

○議長（高橋八重典君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 自らが判断をしております。先ほども副市長が申し上げましたが、他市の自治体の事例等もかいま見ながら、自ら30%を2か月、20%を2か月ということで判断をさせていただきました。

○議長（高橋八重典君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そもそも2か月という基準がちょっと僕には理解ができないんですが、例えば任期満了までということは考えられなかったんでしょうか。

○議長（高橋八重典君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほども申し上げましたが、他の自治体の事例を見まして、それで判断を2か月ということで判断をさせていただきました。

○7番（那須英二君） 分かりました。

○議長（高橋八重典君） 他にございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（高橋八重典君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結いたします。

本案2件は、お手元の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議はこれにて

散会いたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時33分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 高 橋 八重典

同 議員 加 藤 克 之

同 議員 早 川 公 二